



平成 21 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 プレシジョン・システム・サイエンス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田島 秀二  
(コード番号：7707 大証ヘラクレス)  
問合せ先 取締役業務本部長 秋本 淳  
(TEL 047-303-4800 <http://www.pss.co.jp/>)

## 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続について

プレシジョン・システム・サイエンス株式会社では、平成 18 年 9 月 23 日開催の第 21 回定時株主総会決議により、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」という。）を導入しており、本プランの有効期間は平成 21 年 9 月 26 日開催予定の第 24 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）終結の時までとなっております。

当社は、本日開催された取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

当社では、当社株式の大量買付行為が行われる場合の手続きを明確にし、買付者との交渉の機会を確保することにより、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、平成 18 年 9 月 23 日開催の第 21 回定時株主総会の決議により本プランを導入いたしました。

その主な内容は、20%以上となる当社株式の買付または公開買い付けを実施しようとする買付者が存在する場合、必要な情報を事前に取締役会に提出してもらうこと、取締役会に特別委員会を設置し、特別委員会は外部専門家の助言を独自に得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様への情報開示と取締役会の提示した代替案の開示、買付者との交渉を行うこと、買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると特別委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（買付者による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権無償割当の実施）を取締役に勧告し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するというものであります。

しかしながら、その後成立した金融商品取引法により、株式を大量に取得しようとする行為に関する手続きが整備され、株主の皆様が大量買付行為を適切に判断するための情報と時間を確保するという本プラン導入の目的は、一定程度担保されることとなりました。このような買収防衛策に対する法整備、環境変化等を考慮し、当社では本プラン導入継続の意義は薄れたと判断し、本定時株主総会の終結の時をもって、本プランを継続しないことを決議したものです。

当社では、本プランの非継続後においても、大量取得行為等の重大行為があった場合には、株主の皆様が利益確保のため積極的な情報収集と適切な開示に努め、企業価値・株主共同の利益の向上をはかってまいります。

以 上